

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年6月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400616号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500005号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在はB社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和41年8月21日から同年7月22日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和41年7月22日から同年8月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和41年7月22日から同年8月21日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年7月22日から同年8月21日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間においてA社C支店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳と題された人事記録(以下「人事記録」という。)及び事業主の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社C支店に勤務(A社D支店から同社C支店に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日については、上記人事記録及び事業主の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、同社同支店に勤

務していたことが認められることから、同社D支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和41年7月22日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者に係るA社C支店の厚生年金保険被保険者名簿における昭和41年8月の記録から、3万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。